令和８年９月９日

府中市長
　高野　律雄 様

府中市公契約審議会
会長　濵本　絵美

令和９年度における労働報酬下限額その他の
公契約に関し必要な事項について（答申）

令和８年５月１１日付で諮問のありました令和９年度における労働報酬下限額その他の公契約に関し必要な事項について、府中市公契約審議会において審議しましたので、答申します。

なお、次のとおり付帯意見を申し添えます。

１　労働報酬下限額については、発注者と事業者の間で法令遵守等を合わせて確認が行われることとなりますが、労働者の実態まで十分に把握することは難しいため、他自治体でも行っている実態把握のためのアンケート調査等を実施するなど実態の確認に取り組んでいただきますようお願いします。

２　今回の検討内容については固定的なものとせず、公契約条例の運用状況や今後の社会経済情勢、他自治体の動向等を踏まえながら、必要に応じて見直しができる仕組みとしていただきますようお願いいたします。

令和９年度における労働報酬下限額その他の公契約に関し必要な事項

１　労働報酬下限額（以下、下限額）について

⑴　工事又は製造の請負の契約

ア　下限額は、東京都の公共工事設計労務単価の９０％とする。

イ　東京都の公共工事設計労務単価の金額設定がない「タイル工」は「左官工」、「屋根ふき工」は「板金工」、「建築ブロック工」は「石工」、「建具工」は「内装工」の単価を準用する。ただし、令和９年３月から適用する東京都の公共工事設計労務単価の設定があった場合は、東京都の単価とする。

⑵　工事又は製造の請負の契約（見習い・手元等）

ア　「見習い・手元等」に係る下限額を設ける。

イ　下限額は、東京都の公共工事設計労務単価（軽作業員）の８０％とする。

⑶　業務委託契約、指定管理協定

ア　職種別の下限額を設ける。ただし、令和９年度については、全職種同一の下限額とする。

イ　計算方法については、令和８年度の東京都最低賃金改定後に決められる時間額制会計年度任用職員報酬（１時間当たり）の変動率を改定後の時間額制会計年度任用職員報酬（１時間当たり）の額に乗じて得た額に令和８年度多摩地域下限額相当額（1,320 円）を加算した額とする。

⑷　複数年契約における適用下限額

ア　各年度における下限額を適用する。

イ　２年目以降、年に１回、新下限額を適用することによる契約変更を行う。

⑸　告示の時期

ア　工事及び製造の請負の契約における下限額は、前年度３月までに行う。

イ　業務委託契約、指定管理協定における下限額は、前年度１０月までに行う。

２　市への報告

⑴　チェックシート様式について

別紙の様式を基本とする。

⑵　報告時期について

ア　単年度契約は、履行中１回、変更があった場合は履行後にも報告する。

イ　複数年契約は、年度ごとに履行中１回、最終年度に変更があった場合は履行後にも報告する。

別紙

労働者等の労働条件に関する事項の報告書

（工事又は製造の請負契約）

府中市長　宛て

府中市公契約条例第８条別表５の項に基づき、本報告書を提出します。

履行開始以降、府中市公契約条例及び関係法令を遵守し、下記項目について事実と相違がないことを報告します。

年　月　日

■ **提出者（受注者）　※下請事業者は自社の情報を記載する。**

契約件名			
所在地			
名称			
代表者の職・氏名		**契約番号**	
連絡先電話番号		**担当者**	

■ **労働条件に関する事項**

項目	No.	確認事項	根拠法令	回答
労働者等に係る雇用契約の締結の状況	1	就業規則を適正に作成し、労働基準監督署に届出をしている。 ※常時10人以上の労働者を使用する事業者は、作成及び届出が必要（10人未満の場合は、対象外に〇）	労働基準法第89条	
	2	労働者に対して、就業規則等を周知している。 （作業場の見やすい場所に掲示、書面にて交付等）	労働基準法第106条、労働基準法施行規則第52条の2	
	3	労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示している（労働条件通知書の交付等）。	労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条	
労働者等に対する労働報酬の支払の状況	4	賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金（法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支払っている。	労働基準法第24条、第37条、第108条、労働基準法施行規則第54条	
	5	賃金について、全額を毎月１回以上、一定の期日を定めて支払っている。	労働基準法第24条	
労働者等の労働時間の管理の状況	6	労働時間、休憩、休日、時間外労働・休日労働及び深夜労働、年次有給休暇について、適正な運用及び管理を行っている。	労働基準法第32条、第34条～第36条、第39条	
	7	法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備し、適正な期間保存している。	労働基準法第107条～第109条	
特定公契約において約定した事項の遵守の状況	8	本件の業務に従事する労働者等に労働報酬下限額以上の額の報酬を支払っている。	府中市公契約条例第6条	
	9	条例別表「労働者等に対する周知」に基づき、周知すべき事項について、掲示又は書面の交付を行っている。	府中市公契約条例第8条、府中市公契約条例施行規則第6条	
	10	下請事業者の労働者等に労働報酬下限額以上の額の報酬が支払われるよう、当該事業者に要請等を行っている。 （下請事業者がない場合は、対象外に〇）	府中市公契約条例第8条	
	11	当該建設工事における施工体系図を作成し、これを当該工事現場の見やすい場所に掲示し、市にも提出している。 （下請事業者がない場合は、対象外に〇）	建設業法第24条の8	
その他	12	安全管理体制は、適正に整備・運用している。	労働安全衛生法第3条、第10条～第19条、第20条～第25条	
	13	毎年定期的に健康診断を実施している。	労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第43条・第44条	
	14	労働保険及び社会保険の加入手続を適正に行っている。	雇用保険法第7条、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条	

■ **任意確認事項（建設業退職金共済に加入している場合）**

No.	確認事項	回答
1	建設業退職金共済に加入し、共済証紙の交付又は電子申請方式による掛金の充当を適切に行っている。	

■ **特記事項（労働条件に関する事項の回答が「いいえ」の場合）**

確認事項の番号	「いいえ」と回答した場合の理由・改善予定等

労働報酬確認表

・職種別の賃金等の支給状況を記載してください。

No.	区分	業者名	見習い・手元等	職種	労働報酬下限額（円/時間）	左記の労働報酬下限額以上の賃金等を支給している。
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

※ 1行につき1職種を記載してください。

労働者等の労働条件に関する事項の報告書

（業務委託契約等・指定管理協定）

府中市長　宛て

府中市公契約条例第８条別表５の項に基づき、本報告書を提出します。

履行開始以降、府中市公契約条例及び関係法令を遵守し、下記項目について事実と相違がないことを報告します。

年　月　日

■　提出者（受注者）※再委託・派遣においては、自社の情報を記載する。

契約件名			
所在地			
名称			
代表者の職・氏名		**契約番号**	
連絡先電話番号		**担当者**	

■　労働条件に関する事項

項目	No.	確認事項	根拠法令	回答
労働者等に係る雇用契約の締結の状況	1	就業規則を適正に作成し、労働基準監督署に届出をしている。 ※常時10人以上の労働者を使用する事業者は、作成及び届出が必要（10人未満の場合は、対象外に〇）	労働基準法第89条	
	2	労働者に対して、就業規則等を周知している。 （作業場の見やすい場所に掲示、書面にて交付等）	労働基準法第106条、労働基準法施行規則第52条の2	
	3	労働契約の締結に際し、労働者に労働条件を明示している（労働条件通知書の交付等）。	労働基準法第15条、労働基準法施行規則第5条	
労働者等に対する労働報酬の支払の状況	4	賃金台帳等に基づいた適正な計算により賃金（法定労働時間を超えた時間外労働、休日労働及び深夜労働に対する割増賃金を含む。）を支払っている。	労働基準法第24条、第37条、第108条、労働基準法施行規則第54条	
	5	賃金について、全額を毎月１回以上、一定の期日を定めて支払っている。	労働基準法第24条	
労働者等の労働時間の管理の状況	6	労働時間、休憩、休日、時間外労働・休日労働及び深夜労働、年次有給休暇について、適正な運用及び管理を行っている。	労働基準法第32条、第34条～第36条、第39条	
	7	法定帳簿（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備し、適正な期間保存している。	労働基準法第107条～第109条	
特定公契約において約定した事項の遵守の状況	8	本件の業務に従事する労働者等に労働報酬下限額以上の額の報酬を支払っている。	府中市公契約条例第6条	
		従事者の１時間あたり賃金単価の最低額　（該当する業務に〇を選び金額を回答）		
		清掃	－	円
		警備	－	円
		受付・案内	－	円
		給食調理	－	円
	9	条例別表「労働者等に対する周知」に基づき周知すべき事項について、掲示又は書面の交付を行っている。	府中市公契約条例第8条、府中市公契約条例施行規則第6条	
	10	特定公契約の対象業務について、再委託を行っている。	－	
		（再委託を行っている場合のみ回答） 再委託先の労働者等に労働報酬下限額以上の額の報酬が支払われるよう、当該事業者に要請等を行っている。	府中市公契約条例第8条	

項目	No.	確認事項	根拠法令	回答
その他	11	安全管理体制は、適正に整備・運用している。	労働安全衛生法第3条、第10条～第19条、第20条～第25条	
	12	毎年定期的に健康診断を実施している。	労働安全衛生法第66条、労働安全衛生規則第43条・第44条	
	13	労働保険及び社会保険の加入手続を適正に行っている。	雇用保険法第7条、健康保険法第48条、厚生年金保険法第27条	

■ **特記事項（回答が「いいえ」の場合　※No.10再委託の有無を除く）**

確認事項の番号	「いいえ」と回答した場合の理由・改善予定等